

1. 意匠登録出願（通常・部分・関連・秘密）

1.1 意匠登録出願

いわゆる、通常出願のうち、部分意匠登録出願、関連意匠登録出願、秘密意匠登録出願、パリ優先権主張を伴う出願、意匠の新規性の喪失の例外の適用を受けようとする出願を除く基本的な意匠登録出願の願書の作成方法です。＜意匠法施行規則様式第2＞

（オンライン手続の場合の願書作成例）（注）書面で願書を作成する場合は「1.7 書面での出願する場合の注意事項」を参照してください。

【書類名】	意匠登録願
【整理番号】	19-A-3-AN
【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【意匠に係る物品】	安全用スイッチ錠
【意匠の創作をした者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-2
【氏名】	意匠一郎
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	000000003
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-3
【氏名又は名称】	意匠株式会社
【代理人】	
【識別番号】	100000023
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-4
【弁理士】	
【氏名又は名称】	代理一郎
【電話番号】	03-3123-4567
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	012345
【納付金額】	16000
【提出物件の目録】	
【物件名】	図面 1
【意匠に係る物品の説明】	この物品は…
【意匠の説明】	背面図は …
【書類名】	図面
【正面図】	
イメージ	
【背面図】	
イメージ	
【左側面図】	
イメージ	
【右側面図】	
イメージ	
【平面図】	
イメージ	
【底面図】	
イメージ	

説明1 記録項目の概要

願書に記録すべき主な項目の概要は、次のとおりです。

記 録 項 目	概 要
【整理番号】	- 一の意匠登録出願と他の意匠登録出願とで、区別がつくように記録する番号（記号）です。同日に2以上の出願をする場合や、出願番号が知れない場合の中間的な手続をするときなどを考慮して、意匠登録願に記録してください。 - 字数は10字以内であって、ローマ字（大文字に限る。）、アラビア数字もしくは「一」（負記号）又はそれらの組み合わせからなる記号でなければなりません。 - これは旧様式において、「意匠登録願（1）」等と記載していたものの代替です。なお、平成12年以降の出願には【書類名】に「（1）」等を付加しないでください。
【提出日】	「平成〇〇年〇〇月〇〇日」のように提出する日付をなるべく記録してください。
【意匠に係る物品】	意匠法第7条の経済産業省令で定める物品の区分（意匠法施行規則別表第一）に基づいて記録してください。漢字、ひらがな、カタカナ以外は使用できません。
【意匠の創作をした者】 【住所又は居所】 【氏名】	意匠の創作をした者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録してください。 【意匠の創作をした者】 【住所又は居所】 【氏名】 【意匠の創作をした者】 【住所又は居所】 【氏名】
【意匠登録出願人】 【識別番号】 （【住所又は居所】） 【氏名又は名称】 （【電話番号】）	- 識別番号が付与されているときは、【識別番号】の欄にその識別番号を記録してください。 - 識別番号を記録したときは、【住所又は居所】の欄の記録を省略することができます。 - 出願人が法人のときは、【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けて代表者の氏名を記録してください。ただし、代理人があるときは【代表者】の欄の記録を省略することができます。 - 出願人が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録してください。 【意匠登録出願人】 【識別番号】 （【住所又は居所】） 【氏名又は名称】 【意匠登録出願人】 【識別番号】 （【住所又は居所】） 【氏名又は名称】 【持分】 持分の定めがあるときは【意匠登録出願人】の欄の次に【持分】の欄を設け「○／○」のように記録することができます。 (注) 代理人がないときは、オンライン手続を実行した出願人以外の出願人は、出願の日から3日以内に「オンライン手続を行った旨の申出」を手続補足書（『6.2 オンライン手続を行った旨の申出に係る手続補足書』を参照）により行わなければならない。 - 代理人がないときは、【氏名又は名称】の欄（出願人が法人のと

記 録 項 目	概 要
	きは【代表者】の欄）の次に【電話番号】の欄を設けて、電話番号をなるべく記録してください。 ・ 意匠登録出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするとき、代表者として選定される意匠登録出願人を第一番目の【意匠登録出願人】の欄に記録し、【意匠登録出願人】（持分を記録するときは【持分】）の次に【代表出願人】と記録してください。 ・ 持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第1項に規定する組合契約に基づくときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあっては「〇〇の持分は、〇〇投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあっては「〇〇の持分は、〇〇有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあっては「〇〇の持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のように記録する。
【代理人】 【識別番号】 （【住所又は居所】） 【氏名又は名称】 （【電話番号】）	・ 識別番号を記録したときは、【住所又は居所】の欄の記録を省略することができます。 ・ 代理人が弁理士のときは、【氏名又は名称】の前に【弁理士】と記録し、弁護士の場合は、【弁護士】と記録してください。 ・ 代理人が法人のときは、【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けて代表者の氏名を記録してください。 ・ 代理人が2人以上あるときは、次の例のいずれかにより記録してください。 例 1 【代理人】 【識別番号】 （【住所又は居所】） 【氏名又は名称】 <u>【選任した代理人】</u> 【識別番号】 （【住所又は居所】） 【氏名又は名称】 例 2 【代理人】 【識別番号】 （【住所又は居所】） 【氏名又は名称】 <u>【代理人】</u> 【識別番号】 （【住所又は居所】） 【氏名又は名称】 （注）例2の場合は、オンライン手続を実行した代理人以外の代理人は、出願の日から3日以内に「オンライン手続を行った旨の申出」を「手続補足書」（『6.2 オンライン手続を行った旨の申出に係る手続補足書』を参照）により行わなければなりません。例1の場合は、選任した代理人の「オンライン手続を行った旨の申出」は不要です。 ・ 【氏名又は名称】の欄（代理人が法人のときは、【代表者】の欄）の次に【電話番号】の欄を設けて、電話番号をなるべく記録してください。

1. 意匠登録出願（通常・部分・関連・秘密）

記 録 項 目	概 要
【手数料の表示】 【予納台帳番号】 【納付金額】	- 予納により見込額からの手数料の納付の申出を行うとき（特例法施行規則第40条第2項の規定）は、【予納台帳番号】の欄には予納台帳の番号を、【納付金額】の欄には見込額から納付に充てる手数料の額をアラビア数字のみで記録します（「円」、「、」等を付さないでください。）。 - 現金により手数料を納付したとき（意匠法第67条第6項ただし書の規定）は、【予納台帳番号】を【納付書番号】とし、「納付済証（特許庁提出用）」に記載された納付書番号を記録します。 この場合、【納付金額】の欄を設ける必要はありません。 なお、「納付済証（特許庁提出用）」は出願をした日から3日以内に、別用紙にはり付け、「手続補足書」（『6.3 証明書等の物件の提出に係る手続補足書』を参照）に添付して提出しなければなりません。 - 電子現金納付により手数料を納付したとき（特例法施行規則第41条の6の規定）は、【予納台帳番号】を【納付番号】とし、納付番号を記録します。この場合において、「【納付金額】」の欄は設ける必要はありません。
【提出物件の目録】 【物件名】	- 出願意匠を図面のみで表す場合は、【物件名】の欄に「図面 1」と記録してください。 同様に、出願意匠を写真のみで現す場合は、【物件名】の欄に「写真 1」と記録してください。 また、図面と写真の両方を用いる場合（例えば、必要図を図面で表し、参考図を写真を用いて表す等）は、次のように【物件名】の欄を繰り返し設けて記録してください。 【提出物件の目録】 【物件名】 図面 1 【物件名】 写真 1 - 出願意匠を見本又はひな形で表す場合については、後述の「5 見本（ひな形）」を参照してください。
【意匠に係る物品の説明】	- 意匠に係る物品の記録だけではその物品が十分理解できないときは、その物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明を記録してください。 - 意匠法第2条第2項の規定により、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像を含む意匠について出願をするときは、その画像に係る当該物品の機能及び操作の説明を記録します。 - 記録することができるのは、文字のみであり、図、表等を記録することはできません（文字の制限については、後述の「説明 2 記録項目及び内容の注意点」参照）。(7 頁)
【意匠の説明】	- 図面（写真、ひな形又は見本）だけではその意匠の理解ができないときは、意匠に係る物品の材質又は大きさ、彩色を省略する旨、その意匠に係る物品の全部または一部が透明である旨、図面を省略する場合には省略する旨、連続する状態、省略寸法の図面上の寸法等、理解を助けることができるような説明を簡潔に記録してください。 - 記録することができるのは、文字のみであり、図、表等を記録することはできません（文字の制限については、後述の「説明 2 記録項目及び内容の注意点」参照）。(7 頁)

記 録 項 目	概 要
【書類名】	「図面」、「写真」は願書記録項目に続けて記録します。 まず、【書類名】の欄を設け、「図面」、「写真」の別を記録してください。その次に図（又は写真）を順次記録します。 この場合、各図の掲載順は意匠の特徴がもっともよく表される図（例えば、「正面図」、「正面、平面及び右側面を表す図」等）から順次記録するようにしてください。画像を含む意匠については、画像を最も良く表す図を最初に記録します。 登録後には原則として出願時の掲載順序のまま意匠登録公報に掲載されます。 - 図面と写真の両方を用いる場合（例えば、必要図を図面で表し、参考図を写真を用いて表す等）は、次のように【書類名】の欄を繰り返し設けて記録してください。 【書類名】 図面 【正面図】 イメー ジ 【背面図】 イメー ジ ・ ・（省略） ・ 【書類名】 写真 【使用状態を表す参考図】 イメー ジ - 図面、写真、見本又はひな形の具体的な作成方法は、後述の「3 図面」、「4 写真」、「5 見本（ひな形）」を参照してください。

説明 2 記録項目及び記録内容の注意点

願書作成上の注意点は、次のとおりです。

項目又は内容	注 意 点
文字（図面中、意匠に含まれる文字を除く。）の制限	・ 文字は、日本工業規格X 0 2 0 8号で定められている文字を用いてください。ただし、以下は原則用いることができません。 ・ 半角文字 ・ 「【」（区点番号1－5 8） ・ 「】」（区点番号1－5 9） ・ 「▲」（区点番号2－5） ・ 「▼」（区点番号2－7） ・ 「【」「】」は、欄名の前後に用いるときに限り使用できます。 ・ 「▲」「▼」は、次に記述する置き換えた文字の前後に用いるときに限り使用できます。 日本工業規格X 0 2 0 8 号で定められている文字以外の文字を用いようとするときは、日本工業規格X 0 2 0 8 号で定められている漢字に置き換えて記録するか、又はその読みを平仮名で記録し、その前に「▲」、後ろに「▼」を付します。 ・ 日本工業規格X 0 2 0 8 号の詳細は「JIS ハンドブック 情報処理用語・コード編」を参照してください。
記録不要な欄について	・ 代理人によらないで手続する場合の【代理人】の欄、持分の定めがないときの【持分】の欄等の記録内容がない場合は、欄名を含め記録する必要はありません。

1.2 部分意匠の意匠登録出願

物品の部分について意匠登録を受けようとする意匠登録出願の願書の作成方法です。

（オンライン手続の場合の願書作成例）

【書類名】	意匠登録願
【整理番号】	19-A-3-AB
【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【部分意匠】	
【意匠に係る物品】	安全用スイッチ錠
【意匠の創作をした者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-2
【氏名】	意匠一郎
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	000000003
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-3
【氏名又は名称】	意匠株式会社
【代理人】	
【識別番号】	100000023
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-4
【弁理士】	
【氏名又は名称】	代理一郎
【電話番号】	03-3123-4567
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	012345
【納付金額】	16000
【提出物件の目録】	
【物件名】	図面 1
【意匠に係る物品の説明】	この物品は…
【意匠の説明】	…実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。
【書類名】	図面
【正面図】	イメージ
【背面図】	イメージ
【左側面図】	イメージ
【右側面図】	イメージ
【平面図】	イメージ
【底面図】	イメージ

説明1 記録項目の概要

「【部分意匠】」の欄、「【意匠の説明】」の欄に部分を特定する旨を記録する以外は、『1.1 意匠登録出願』の「説明1 記録項目の概要」と基本的に同様です。

記 録 項 目	概 要
【部分意匠】	物品の部分について意匠登録を受けようとするときは、【意匠に係る物品】の欄の上に【部分意匠】の欄を設けてください。 なお、【部分意匠】の欄を設けるだけでよく、内容の記録は不要です。
【意匠に係る物品】	- 意匠登録を受けようとする部分の創作のベースになっている物品について、意匠法第7条の経済産業省令で定める物品の区分（意匠法施行規則別表第一）に基づいて記録してください。 - 例えば、カメラの創作においてグリップ部分について部分意匠として意匠登録を受けようとするときは、「カメラ」と記録します。「カメラの部分」、「カメラのグリップ」、「グリップ部分」などと記録しないよう注意してください。 - 例えば、ビデオディスクプレイヤーの意匠の創作において、意匠登録を受けようとする部分である画像が当該物品と一体として用いられるテレビ受像機に表示されるものであっても、権利の客体となる意匠の意匠に係る物品は、当該画像を含むビデオディスクプレイヤーですので、「ビデオディスクプレイヤー」と記録します。
【意匠の説明】	- 部分意匠として意匠登録を受けようとする部分が図面においてどのような方法によって特定されているのかについて記録してください（意匠法第2条第2項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像を表す図を含む。）。 - 例えば、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描くことにより意匠登録を受けようとする部分を特定した場合は、「実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。」と記録します。 - 見本又はひな形の部分については、例えば「その他の部分」を黒色で塗りつぶした場合には、「黒色で塗った部分以外の部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である」のように記録します。
【図面】	部分意匠を特定した図面を描いてください。

説明2 記録項目及び記録内容の注意点

願書作成上の注意点は、『1.1 意匠登録出願』の「説明2 記録項目及び記録内容の注意点」と同様です。

1.3 関連意匠の意匠登録出願

関連意匠の意匠登録出願の願書の作成方法です。

（オンライン手続の場合の願書作成例）

【書類名】	意匠登録願
【整理番号】	19-A-3-AR
【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【本意匠の表示】	
【出願日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日
【整理番号】	19-A-3-AN
【意匠に係る物品】	安全用スイッチ錠
【意匠の創作をした者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-2
【氏名】	意匠一郎
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	000000003
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-3
【氏名又は名称】	意匠株式会社
【代理人】	
【識別番号】	100000023
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-4
【弁理士】	
【氏名又は名称】	代理一郎
【電話番号】	03-3123-4567
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	012345
【納付金額】	16000
【提出物件の目録】	
【物件名】	図面 1
【意匠に係る物品の説明】	この物品は…
【意匠の説明】	背面図は…
【書類名】	図面
【正面図】	
イメージ	
【背面図】	
イメージ	
【左側面図】	
イメージ	
【右側面図】	
イメージ	
【平面図】	
イメージ	
【底面図】	
イメージ	

説明1 記録項目の概要

「【本意匠の表示】」の欄以外は『**1.1 意匠登録出願**』の「**説明1 記録項目の概要**」と同様です。

記 録 項 目	概 要
【本意匠の表示】 【出願日】 【整理番号】	関連意匠の意匠登録を受けようとするときは、【あて先】の欄の次に【本意匠の表示】の欄を設け、【出願日】には本意匠の意匠登録出願の提出日を出願日として「平成〇〇年〇〇月〇〇日」と記録し、【整理番号】には、本意匠の意匠登録出願の願書に記録した整理番号を記録してください。 ただし、本意匠の意匠登録出願の番号が通知されているときは、【本意匠の表示】の欄に、次のように【出願番号】の欄を設けて本意匠の意匠登録出願の番号を記録し、【出願日】及び【整理番号】の欄を設ける必要はありません。この場合において、本意匠の意匠登録の番号を知ったときは、「【出願番号】」の欄に代えて「【登録番号】」の欄を設け、「意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のように本意匠の意匠登録の番号を記載することができます。 （出願番号が通知されていないとき） 【本意匠の表示】 【出願日】 平成〇〇年〇〇月〇〇日 【整理番号】 〇7-A-3-AR （出願番号が通知されているとき） 【本意匠の表示】 【出願番号】 意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇 （登録番号を知ったとき） 【本意匠の表示】 【登録番号】 意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号

説明2 記録項目及び記録内容の注意点

願書作成上の注意点は、『**1.1 意匠登録出願**』の「**説明2 記録項目及び記録内容の注意点**」と同様です。

説明3 関連意匠として意匠登録を受けることができる意匠登録出願

同日出願のみ認められていた関連意匠について、本意匠の公報発行の日前までの間に出版された場合は関連意匠の登録を認めるよう時期的制限を緩和しました。

なお、本意匠の出願の時期にかかわらず、改正法施行日（平成19年4月1日）以後にした関連意匠の出願から改正法が適用されます。

- ① 本意匠と同一の意匠登録出願人による意匠登録出願であること。
- ② 本意匠に類似する意匠に係る意匠登録出願であること。
- ③ 本意匠の意匠登録出願の日以後であって、本意匠に係る意匠公報の発行の日前に出版された意匠登録出願であること。

1.4 秘密意匠の意匠登録出願

意匠法第14条の規定により意匠を秘密にすることを請求する意匠登録出願の願書の作成方法です。

なお、第1年分の意匠登録料の納付と同時の秘密意匠請求については、「12. 意匠登録料納付書と同時の秘密意匠請求」を参照してください。

（オンライン手続の場合の願書作成例）

【書類名】	意匠登録願
【整理番号】	19-A-3-AS
【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官殿
【意匠に係る物品】	安全用スイッチ錠
【意匠の創作をした者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-2
【氏名】	意匠一郎
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	123456789
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-3
【氏名又は名称】	意匠株式会社
【代理人】	
【識別番号】	100000023
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-4
【弁理士】	
【氏名又は名称】	代理一郎
【電話番号】	03-3123-4567
【秘密にすることを請求する期間】	3年
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	012345
【納付金額】	21100
【提出物件の目録】	
【物件名】	図面 1
【意匠に係る物品の説明】	この物品は…
【意匠の説明】	背面図は…
【書類名】	図面
【正面図】	
イメージ	
【背面図】	
イメージ	
【左側面図】	
イメージ	
【右側面図】	
イメージ	
【平面図】	
イメージ	
【底面図】	
イメージ	

説明1 記録項目の概要

「【秘密にすることを請求する期間】」の欄以外は、『1.1 意匠登録出願』の「説明1 記録項目の概要」と同様です。

記 録 項 目	概 要
【秘密にすることを請求する期間】	・ 【代理人】の欄の次に【秘密にすることを請求する期間】の欄を設け、秘密にすることを請求する期間（3年以内）を記録してください。
【手数料の表示】 【予納台帳番号】 【納付金額】	・ 予納により見込額から手数料の納付の申出を行うとき（特例法施行規則第40条第2項の規定）は、【納付金額】に出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記録してください。 ・ また、現金により手数料を納付するとき（意匠法第67条第6項ただし書の規定）は、出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料を、一の納付書を使用して納付しなければいけません。なお、「納付済証（特許庁提出用）」は出願をした日から3日以内に、別用紙にはり付け、「手続補足書」（『6.3 証明書等の物件の提出に係る手続補足書』を参照）に添付して提出しなければなりません。 ・ 電子現金納付により手数料を納付したとき（特例法施行規則第41条の6の規定）は、【予納台帳番号】を【納付番号】とし、納付番号を記録します。この場合において、「【納付金額】」の欄は設ける必要はありません。

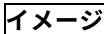
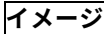
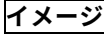
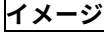
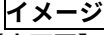
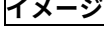
説明2 記録項目及び記録内容の注意点

願書作成上の注意点は、『1.1 意匠登録出願』の「説明2 記録項目及び記録内容の注意点」と同様です。

1.5 パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願

パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権の主張を伴う意匠登録出願の願書の作成方法です。

（オンライン手続の場合の願書作成例）

【書類名】	意匠登録願
【整理番号】	19-A-3-AP
【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官殿
【意匠に係る物品】	安全用スイッチ錠
【意匠の創作をした者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-2
【氏名】	意匠一郎
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	000000003
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-3
【氏名又は名称】	意匠株式会社
【代理人】	
【識別番号】	100000023
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-4
【弁理士】	
【氏名又は名称】	代理一郎
【電話番号】	03-3123-4567
【パリ条約による優先権等の主張】	
【国名】	カナダ
【出願日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日
【出願番号】	CA1234567890
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	012345
【納付金額】	16000
【提出物件の目録】	
【物件名】	図面 1
【意匠に係る物品の説明】	この物品は…
【意匠の説明】	背面図は…
【書類名】	図面
【正面図】	
	
【背面図】	
	
【左側面図】	
	
【右側面図】	
	
【平面図】	
	
【底面図】	
	

説明1 記録項目の概要

「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄以外は『**1.1 意匠登録出願**』の「**説明1 記録項目の概要**」と同様です。

記 録 項 目	概 要
【パリ条約による優先権等の主張】 【国名】 【出願日】 【出願番号】	・ 【代理人】の欄（代理人がないときは【意匠登録出願人】の欄）の次に【パリ条約による優先権等の主張】の欄を設けて、優先権の主張の基礎とされた出願をした国の国名、出願日及び出願番号が判明しているときは出願番号を記録してください。 ・ 2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記録してください。 【パリ条約による優先権等の主張】 【国名】 【出願日】 【出願番号】 【パリ条約による優先権等の主張】 【国名】 【出願日】 【出願番号】 ＊ 【秘密にすることを請求する期間】の欄を設けたときは、この欄の次に【パリ条約による優先権等の主張】の欄を設けます。 →『1.4 秘密意匠の意匠登録出願』参照

説明2 記録項目及び記録内容の注意点

パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張する場合に提出が必要となる「優先権証明書」はオンラインで提出することができませんので、「優先権証明書提出書」により、出願の日から3月以内に書面で提出してください（意匠法施行規則15条第1項で準用する特許法施行規則第27条の3の3に規定する様式第36）。

その他の項目は『**1.1 意匠登録出願**』の「**説明2 記録項目及び記録内容の注意点**」と同様です。

なお、分割出願、変更出願をする場合、もとの出願についてパリ条約による優先権等の主張がされているとき又は当該証明書が提出されているときは、【パリ条約による優先権等の主張】の欄の記録及び「優先権証明書」の提出は省略することができます（意匠法第10条の2第3項等）。

- 16 -

1.6 新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする意匠登録出願

意匠法第4条第2項に規定する新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする意匠登録出願の願書の作成方法です。

（オンライン手続の場合の願書作成例）

【書類名】	意匠登録願
【整理番号】	19-A-3-A42
【特記事項】	意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願
【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官殿
【意匠に係る物品】	安全用スイッチ錠
【意匠の創作をした者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-2
【氏名】	意匠一郎
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	000000003
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-3
【氏名又は名称】	意匠株式会社
【代理人】	
【識別番号】	100000023
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-4
【弁理士】	
【氏名又は名称】	代理一郎
【電話番号】	03-3123-4567
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	012345
【納付金額】	16000
【提出物件の目録】	
【物件名】	図面 1
【意匠に係る物品の説明】	この物品は…
【意匠の説明】	背面図は…
【書類名】	図面
【正面図】	
イメージ	
【背面図】	
イメージ	
【左側面図】	
イメージ	
【右側面図】	
イメージ	
【平面図】	
イメージ	
【底面図】	
イメージ	

説明1 記録項目の概要

「【特記事項】」の欄以外は、『**1.1 意匠登録出願**』の「**説明1 記録項目の概要**」と同様です。

記 録 項 目	概 要
【特記事項】	・ 【整理番号】の欄（整理番号を記録しないときは【書類名】の欄）の次に【特記事項】の欄を設け、「意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願」と記録してください。

説明2 記録項目及び記録内容の注意点

意匠法第4条第2項に規定する意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合に提出が必要となる「意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書」はオンライン手続では提出することができませんので、「新規性の喪失の例外証明書提出書」により、出願の日から30日以内に書面で提出してください。（意匠法施行規則様式第1）

その他の項目は『**1.1 意匠登録出願**』の「**説明2 記録項目及び記録内容の注意点**」と同様です。

なお、分割出願、変更出願をする場合、もとの出願について新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨がされているとき又は当該証明書が提出されているときは、【特記事項】の欄の記録及び「新規性の喪失の例外証明書」の提出は省略することができます（意匠法第10条の2第3項等）。

（新規性の喪失の例外証明書提出書の作成例）

【書類名】 新規性の喪失の例外証明書提出書
 【整理番号】 19-A-3-A42
 【提出日】 平成〇〇年〇〇月〇〇日
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【事件の表示】
 【出願番号】 意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
 【提出者】
 【識別番号】 000000003
 【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-3-3
 【氏名又は名称】 意匠株式会社
 【代理人】
 【識別番号】 100000023
 【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-3-4
 【氏名又は名称】 代理一郎 ㊞又は 識別ラベル
 【提出物件の目録】
 【物件名】 意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書 1

1.7 書面で出願する場合の注意事項

通常の意匠登録出願を書面手続により行う場合の願書の作成方法です。

（書面手続の場合の願書作成例）

特許 印紙 (16000円)	
【書類名】	意匠登録願
【整理番号】	19-A-3-AN
【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【意匠に係る物品】	安全用スイッチ錠
【意匠の創作をした者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-2
【氏名】	意匠一郎
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	000000003
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-3
【氏名又は名称】	意匠株式会社
【代表者】	〇〇 〇〇 ⑩又は 識別ラベル
【代理人】	
【識別番号】	100000023
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-4
【弁理士】	
【氏名又は名称】	代理一郎 ⑩又は 識別ラベル
【電話番号】	03-3123-4567
（【手数料の表示】）	
（【予納台帳番号】）	
（【納付金額】）	
【提出物件の目録】	
【物件名】	図面 1
【意匠に係る物品の説明】	この物品は…
【意匠の説明】	背面図は …

説明1 記載項目の概要

願書に記載すべき主な項目の概要は、次のとおりです。

記 載 項 目	概 要
【整理番号】	- 一の意匠登録出願と他の意匠登録出願とで区別がつくように記載する番号（記号）です。同日に2つ以上の出願をする場合や、出願番号が知れない場合の中間的な手続をするときなどを考慮して、意匠登録願に記載してください。 - 字数は10字以内であって、ローマ字（大文字に限る。）、アラビア数字もしくは「－」（負記号）又はそれらの組み合わせからなる記号でなければいけません。 - これは旧様式において、「意匠登録願（1）」等と記載していたものの代替です。なお、平成12年以降の出願には【書類名】に「（1）」等を付加しないでください。
【提出日】	「平成〇〇年〇〇月〇〇日」のように提出する日付をなるべく記載してください。
【意匠に係る物品】	意匠法第7条の経済産業省令で定める物品の区分（意匠法施行規則別表第一）に基づいて記載してください。漢字、ひらがな、カタカナ以外は使用できません。
【意匠の創作をした者】 【住所又は居所】 【氏名】	意匠の創作をした者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載してください。 【意匠の創作をした者】 【住所又は居所】 【氏名】 【意匠の創作をした者】 【住所又は居所】 【氏名】
【意匠登録出願人】 【識別番号】 （【住所又は居所】） 【氏名又は名称】 （【電話番号】）	- 識別番号が付与されているときは、【識別番号】の欄にその識別番号を記載してください。 - 識別番号を記載したときは、【住所又は居所】の欄の記載を省略することができます。 - 出願人が法人のときは、【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けて代表者の氏名を記載してください。ただし、代理人があるときは【代表者】の欄の記載を省略することができます。 - 出願人が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載してください。 【意匠登録出願人】 【識別番号】 （【住所又は居所】） 【氏名又は名称】 【意匠登録出願人】 【識別番号】 （【住所又は居所】） 【氏名又は名称】 持分の定めがあるときは【意匠登録出願人】の欄の次に【持分】の欄を設け「○／○」のように記載することができます。
	代理人がないときは、【氏名又は名称】の欄の（出願人が法人のときは【代表者】の欄）の次に【電話番号】の欄を設けて、電話番号をなるべく記載してください。

1. 意匠登録出願（通常・部分・関連・秘密）

記 載 項 目	概 要
	・ 意匠登録出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される意匠登録出願人を第一番目の【意匠登録出願人】の欄に記載し、【意匠登録出願人】（持分を記載するときは、【持分】）の次に【代表出願人】と記載してください。 ・ 持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第1項に規定する組合契約に基づくときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあっては「〇〇の持分は、〇〇投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあっては「〇〇の持分は、〇〇有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあっては「〇〇の持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。
【代理人】 【識別番号】 （【住所又は居所】） 【氏名又は名称】 （【電話番号】）	・ 識別番号が付与されているときは、【識別番号】の欄にその識別番号を記載してください。 ・ 識別番号を記載したときは、【住所又は居所】の欄の記載を省略することができます。 ・ 代理人が弁理士のときは、【氏名又は名称】の前に【弁理士】と記載し、弁護士の場合は、【弁護士】と記載してください。 ・ 代理人が法人のときは、【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けて代表者の氏名を記載してください。 ・ 代理人が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載してください。 【代理人】 【識別番号】 （【住所又は居所】） 【氏名又は名称】 【代理人】 【識別番号】 （【住所又は居所】） 【氏名又は名称】 ・ 【氏名又は名称】の欄（代理人が法人のときは、【代表者】の欄）の次に【電話番号】の欄を設けて、電話番号をなるべく記載して下さい。
（【手数料の表示】） （【予納台帳番号】） （【納付金額】）	・ 特許印紙により手数料を納付するときは、特許印紙は左上の余白に貼り、その下にその額を括弧をして記載してください。この場合、【手数料の表示】の欄は記載する必要はありません。 ・ 予納により見込額からの手数料の納付の申出を行うとき（特例法施行規則第40条第2項の規定）は、【予納台帳番号】の欄には予納台帳の番号を、【納付金額】の欄には見込額から納付に充てる手数料の額をアラビア数字のみで記載します（「円」、「、」等を付さないでください。）。 ・ 現金により手数料を納付したとき（意匠法第67条第6項ただし書）は、【予納台帳番号】を【納付書番号】とし、「納付済証（特許庁提出用）」に記載された納付番号を記載します。 この場合、【納付金額】の欄を設ける必要はありません。 ・ 電子現金納付により手数料を納付したとき（特例法施行規則第41条の6の規定）は、【予納台帳番号】を【納付番号】とし、納付番号を記録します。この場合において、「【納付金額】」の欄は設ける必要はありません。

記 載 項 目	概 要
【提出物件の目録】 【物件名】 5.	- 出願意匠を図面のみで表す場合は、【物件名】の欄に「図面 1」と記載してください。 同様に、出願意匠を写真のみで表す場合は、【物件名】の欄に「写真 1」と記載してください。 また、図面と写真の両方を用いる場合（例えば、必要図を図面で表し、参考図を写真を用いて表す等）は、次のように【物件名】の欄を繰り返し設けて記載してください。 【提出物件の目録】 【物件名】 図面 1 【物件名】 写真 1 - 出願意匠を見本又はひな形で表す場合については、後述の「5 見本（ひな形）」を参照してください。
【意匠に係る物品の説明】	- 意匠に係る物品の記載だけではその物品が十分理解できないときに、その物品の使用の目的、使用の状態、使用方法、大きさ、使用してある材料等、物品の理解を助けることができるような説明を簡潔に記載してください。 - 意匠法第2条第2項の規定により、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像を含む意匠について出願をするときは、その画像に係る当該物品の機能及び操作の説明を記載します。 - 記載することができるのは、文字のみであり、図、表等を記載することはできません（文字の制限については、後述の「説明 2 記載項目及び内容の注意点」参照）。（24 頁）
【意匠の説明】	- 図面（写真、ひな形又は見本）だけではその意匠の理解ができないときは、意匠に係る物品の材質または大きさ、彩色を省略する旨、その意匠に係る物品の全部または一部が透明である旨、図面を省略する場合には省略する旨、連続する状態、省略寸法の図面上の寸法等、理解を助けることができるような説明を簡潔に記録してください。 - 記載することができるのは、文字のみであり、図、表等を記録することはできません（文字の制限については、7 頁の「説明 2 記録項目及び内容の注意点」参照）。
【書類名】	「図面」、「写真」は願書記載項目に続けて記載します。 まず、【書類名】の欄を設け、「図面」、「写真」の別を記載してください。その次に図（又は写真）を順次記載します。 この場合、各図の掲載順は意匠の特徴がもっともよく表される図（例えば、「正面図」、「正面、平面及び右側面を表す図」等）から順次記載するようにしてください。画像を含む意匠については、画像を最も良く表す図を最初に記録します。 登録後には原則として出願時の掲載順序のまま意匠登録公報に掲載されます。 - 図面と写真の両方を用いる場合（例えば、必要図を図面で表し、参考図を写真を用いて表す等）は、次のように【書類名】の欄を繰り返し設けて記載してください。 【書類名】 図面 【正面図】 図

1. 意匠登録出願（通常・部分・関連・秘密）

記 載 項 目	概 要
	【背面図】 図 ・ ・（省略） ・ 【書類名】 写真 【使用状態を表す参考図】 写真 ・ 図面、写真、見本又はひな形の具体的な作成方法は、後述の「3. 図面」、「4. 写真」、「5. 見本（ひな形）」を参照してください。

説明 2 記載項目及び記載内容の注意点

願書作成上の注意点は、次の通りです。

項 目 又 は 内 容	注 意 点
用紙	用紙は、日本工業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、けい線等を記載することはできません。
余白	余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に2cmをとってください。
書式	書き方は左横書、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは29行以内としてください。
ページ数の記入	願書が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入してください。
訂正	各用紙においては、抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行うことはできません。
とじ方	とじ方は、なるべく左とじとしてください。 また、容易に分離し、とじ直すことができるように、例えばホッチキス等を用いてとじてください。
文字の制限	- 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことができないように書いてください。 - 文字は、日本工業規格X0208号で定められている文字を用いてください。ただし、以下は原則用いることができません。 - 半角文字 「【」（区点番号1-58） 「】」（区点番号1-59） 「▲」（区点番号2-5） 「▼」（区点番号2-7） 「【」「】」は、欄名の前後に用いるときに限り使用できます。 「▲」「▼」は、次に記述する置き換えた文字の前後に用いるときに限り使用できます。 - 日本工業規格X0208号で定められている文字以外の文字を用いようとするときは、日本工業規格X0208号で定められている漢字に置き換えて記載するか、又はその読みを平仮名で記載し、それらの前に「▲」、後ろに「▼」を付します。 - 日本工業規格X0208号の詳細は「JISハンドブック 情報処理用語・コード編」を参照してください。
押印の省略	意匠登録出願人（代理人によるときは、代理人）は、【氏名又は名称】（法人にあっては【代表者】）の欄に記載した氏名の横に押印が必要ですが、識別ラベルをはり付けることにより、印を省略することができます。 代理人により手続をするときは、意匠登録出願人の印及び識別ラベルは必要ありません。
記録不要な欄について	代理人によらないで手続する場合の【代理人】の欄、持分の定めがないときの【持分】の欄等の記録内容がない場合は、欄名を含め記録する必要はありません。